営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

○ 都内の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような 店舗が協力金の対象となるのですか?

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない(終日休業含む)か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合(終日休業含む)に対象となります。

○ 誰が協力金を受け取ることが出来ますか?

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人 事業主等が受け取ることが出来ます。

〇 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか? 要請を行う全期間(令和2年8月3日から8月31日まで)において、営業時間 短縮(終日休業も含む)に、ご協力いただく必要があります。

申請書はどこでもらえますか?

8月26日(水)からホームページで入手することができます。また、最寄りの 都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。 申請受付は、9月1日(火)より開始となりますので、ご留意ください。

〇 「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回の申請をしていませんが、申請 できますか?

「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回の申請状況に関わらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を申請することができます。

〇 申請には、「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回のときと同じ添付書類が必要ですか?

第1回または第2回で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、 提出書類を簡素化する予定です。

○ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか?

「協力金の対象となる飲食店の営業時間の短縮について」に記載しているフロー チャートをご覧ください。

- O **感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していないと、協力金は支給されませんか?** 協力金の対象要件として、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していただくこと が必要です。
- 感染防止徹底宣言ステッカーはどこで入手できますか?

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL: https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html) をご覧ください。

〇 パソコンがなく感染防止徹底宣言ステッカーを掲示できないが、どうすればよいですか?

協力金の支給要件となるため、速やかに感染防止徹底宣言ステッカーを申請の上、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配布を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

○ 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示が9月以降になった場合は、協力金は支給されないのですか?

この場合、協力金の支給対象にはなりません。